

令和6年4月16日

お知らせ

課名	自然環境課
担当	今井、小野
内線	3116
直通	086-226-7309

ツキノワグマの推定生息数及び捕獲数の上限を公表します

ツキノワグマの被害リスクを低減しつつ、生息数の維持を図るため、兵庫県及び鳥取県と捕獲履歴等の情報を共有し、ツキノワグマの東中国地域個体群の生息数を推定するとともに、ツキノワグマ管理計画に基づき、次のとおり今年度の捕獲数の上限を設定しました。

1 推定生息数

(1) 推定手法

兵庫県、鳥取県及び岡山県における令和5年12月末までの東中国地域個体群の捕獲履歴情報を基に、統計的手法を用いて推定した。（専門機関に委託）

(2) 令和6年当初の推定生息数

中央値 805頭（95%信用区間：583頭～1,122頭）

2 捕獲数の上限（令和6年度）

	算出方法
<u>120頭</u> (東中国地域個体群)	推定生息数に国のガイドラインに基づく捕獲上限割合を乗じて算出（805頭×15%≒120頭）

※ 捕獲数は、有害鳥獣捕獲許可及び狩猟による捕獲の数並びに交通事故等による死亡頭数の合計

ただし、総捕獲数が捕獲数の上限に達した場合であっても、地域住民の精神的被害や人身被害等の防止のために必要な場合には、有害鳥獣捕獲許可による捕獲を認める。

3 狩猟による捕獲の取扱い

東中国地域個体群の推定生息数が国のガイドラインに示す800頭を超えており、当面絶滅のおそれがない状態であると考えられることから、今年度も狩猟による捕獲を一部解禁する予定である。

狩猟期間：令和6年11月15日から12月14日までの30日間

捕獲数の制限：捕獲数が上記2による上限に達したとき、又は達することが予測される場合には、狩猟の自粛を要請

(参考) 県内におけるツキノワグマの出没状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出没件数	199	79	56	61	98	87	237	126	186	222	170	175	127	119
錯誤捕獲	57	10	3	8	16	4	28	12	7	11	12	10	7	5
有害捕獲等	0	0	2	0	1	0	13	3	9	11	18	18	17	10
狩猟								1	1	2	0	0	0	0

※1 錯誤捕獲は、イノシシやシカ等のわなにクマが誤って捕獲され、奥山に放獣したもの。

※2 有害捕獲等は、集落や人家付近に出没したため殺処分したもので、交通事故等による死亡を含む。